

# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

令和6年4月1日現在

## 1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名

連絡先 078-575-9300

(午前9時00分～午後5時30分 休祝日、年末年始は休み)

## 2 事業所の概要

地域包括支援センター名	中道あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号
連絡先	TEL 078-575-9300 FAX 078-575-7791
緊急時の連絡先	TEL 078-575-2500
管理者連絡先 管理者 上山 秀和	TEL 078-575-9300 FAX 078-575-7791
営業日	平日、土曜日、祝日（年末年始は休み）
営業時間	午前9時00分 から 午後5時30分まで
サービス提供実施地域	(兵庫区) 会下山町、大井通、松本通、上沢通、下沢通、中道通1丁目(1・2番を除く)・2～9丁目、水木通1丁目(1～3番を除く)・2～10丁目、大開通8・9・10丁目、塚本通7・8丁目、駅前通

## 3 当事業所の法人概要

事業者名	社会福祉法人 報恩会
所在地	神戸市兵庫区大開通8丁目1番21号 2階
連絡先（代表）	TEL 078-575-2500 FAX 078-575-2520
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 奥野 和年
法人の行う他の業務	地域包括支援センター、デイサービスセンター、ショートステイ、特別養護老人ホーム

## 4 当事業所の従業員

職 種	人 員 数
保健師または看護師	1人
主任介護支援専門員	1人
社会福祉士	1人
地域支えあい推進員	1人
その他	1人

## 5 事業の目的・運営方針

(事業者の運営規定に掲げる事項について概要をご記入下さい)

事業の目的	利用者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう対象者の依頼を受けて、介護予防サービス計画書を作成するとともに、当該介護予防サービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス提供者等の連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法令の遵守</li> <li>・ 公正中立な介護予防支援の提供</li> <li>・ 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成を行う等</li> </ul>

## 6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、〇〇〇（受託居宅介護支援事業者）が行います。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。</li> <li>2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。</li> <li>3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。</li> <li>4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。</li> <li>5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。</li> </ol>	○
介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</li> </ol>	○

サービス実施状況の把握・介護予防サービス・支援計画等の評価（契約書本文第4条）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</li> <li>2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。</li> </ol>	○
給付管理（契約書本文第4条）	介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明（契約書本文第4条）	介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・主治医への連絡（契約書本文第4～5条・別紙）	介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利擁護等への対応（契約書本文第4条・別紙）	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関係機関への連絡を行います。	－
介護予防サービス・支援計画の変更（契約書本文第5条）	利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。	○
要支援認定等にかかる申請の援助（契約書本文第6条）	<p>利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。</p> <p>利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。</p>	○
サービス提供記録の閲覧・交付（契約書本文第7条）	<p>利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。</p> <p>（但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。）</p> <p>利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。</p>	○

担当職員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更	担当職員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡下さい。	
---------------------------	---	--

利用者の状況の把握	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。
-----------	---

## 7 サービスの利用料及び利用者負担

（料金）

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。

（サービス提供証明書を当該区役所の窓口に提出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。）

介護予防支援費	4,791円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費（従来型）	4,791円（1ヶ月）
介護予防ケアマネジメント費（簡易型）	3,826円（1ヶ月）
初回加算 ※1	3,252円（1ヶ月）
委託連携加算 ※2	3,252円（1ヶ月）

※1 初回加算 新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費に加算されます。

※2 委託連携加算 委託先が県外の居宅介護支援事業所と受給者が市外の住所地特例者の場合は、対象外となります。

（その他の費用）

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費（実費）	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月15日までに請求させていただきます。

本契約の解約料	5,000円	契約書本文第9条第1項但書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	お支払いについては、その月の末日までにお願います。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

## 8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

## 9 契約期間途中で解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

## 10 虐待防止措置

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 1 虐待防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行い、また、その責任者を管理者とします。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ、見直しを行います。
- 3 全ての職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に(1年に1回以上)実施します。
- 4 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 5 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

## 11 災害・非常時への対応

- 1 事業者は施設に消火設備・非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設けます。
- 2 事業者は非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。
- 3 非常災害、その他緊急の事態に備えて、防災及び非難に関する計画を作成し、利用者及び職員に周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 4 事業者は前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に

努めるものとします。

- 5 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

## 12 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくこととなります。

## 13 サービス提供中における事故発生時の対応

### （1）緊急時における確認事項

介護支援専門員等は、利用者の居宅訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

### （2）市町村、家族等への連絡方法

利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に対して、速やかに連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

### （3）事業者の再発防止策等

- ・ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講ずるものとする。
- ・ 事実の報告、及びその分析を通じた改善策の周知と徹底を図る。

## 14 損害賠償について

当事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当事業者は金銭等により賠償をいたします。

当事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

### ○加入保険名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

### ○保険の内容

居宅サービス事業者賠償補償制度

### ○賠償できる事項

対人事故、対物事故、人権侵害

## 15 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい

○ 事業者の苦情相談窓口

窓口名 中道あんしんすこやかセンター	連絡先 078-575-9300 FAX 078-575-7791 (受付時間 午前9時00分～午後5時30分)
担当者 上山 秀和	緊急連絡先 078-575-2500

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間 (平日) 8時45分～17時15分
(介護事業者との契約トラブルについて) 神戸市生活情報センター	連絡先 078-371-1221 受付時間 (平日) 8時45分～17時30分

16 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明  
付属別紙のとおり

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基  
づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター 所在地 神戸市兵庫区中道通6丁目1番33号  
名称 中道あんしんすこやかセンター 印

説明者 事業所(所属) 中道あんしんすこやかセンター  
氏名 印

私は、本書面(及び付属別紙)により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

上記代理人(代理人を選定した場合) 住所  
氏名 印

(付属別紙) 一 要介護認定前に介護予防支援業務等の提供が行われる場合の特例事項

### 1 介護予防支援業務等について

- (1) 要介護認定等までに、利用者が介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から14日以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、事業者は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容の利用者の認定申請の結果を上回る過剰なサービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、(2)により作成した介護予防サービス計画について、要介護認定等後に利用等の意向を踏まえ、適切な介護予防サービス・支援計画の見直しを行います。

### 2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定等後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者から解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了し、同9条第1項の規定にかかわらず、解約料はいただきません。
- (2) (1)の意思確認により、利用者から解約の申入れがない場合には、契約書別紙2に定める内容は終了します。

### 3 注意事項

- (1) 要介護認定等の結果、自立(非該当)となった場合には、要介護認定等前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することとなります。

(解約料)

- (2) 契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により、直ちに契約を終了する場合は  
¥5,000円の解約料をいただきます。

(交通費)

- (3) 通常サービス提供の地域外に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払が必要になります。 実費負担

(申請代行料)

- (4) 要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とします。

(サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

- (5) サービス提供の実施記録等の複写料 実費負担